

## 女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会幹事会の開催について

平成26年6月24日  
女性職員活躍・ワークライフバランス  
推進協議会議長決定

### 1 女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の構成は次のとおりとする。

議長	内閣官房内閣審議官（内閣人事局）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣総務官室）
	内閣法制局長官総務室総務課長
	内閣府大臣官房人事課長
	復興庁統括官付参事官
	総務省大臣官房秘書課長
	法務省大臣官房人事課長
	外務省大臣官房人事課長
	財務省大臣官房秘書課長
	文部科学省大臣官房人事課長
	厚生労働省大臣官房人事課長
	農林水産省大臣官房秘書課長
	経済産業省大臣官房秘書課長
	国土交通省大臣官房人事課長
	環境省大臣官房秘書課長
	防衛省大臣官房秘書課長
	宮内庁長官官房秘書課長
	公正取引委員会事務総局官房人事課長
	警察庁長官官房人事課長
	金融庁総務企画局総務課長
	消費者庁総務課長
	会計検査院事務総長官房人事課長
	人事院事務総局人事課長

- 2 幹事会は、特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて、専門部会を開催することができる。専門部会には、幹事会の関係構成員のほか、関係者の出席を求めることができる。
- 3 幹事会の庶務は、内閣官房内閣人事局において処理する。
- 4 その他幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。